

会 議 録

会 議 名	令和5年度 第1回 山形市成年後見推進協議会	
開催日時	令和5年8月1日(火) 15:00～16:30	
開催場所	山形市総合福祉センター 2階 交流ホール	
主 催	山形市福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課	
出席者	<p>【委員】</p> <p>東北文化学園大学医療福祉学部保健福祉学科 教授 豊田 正利</p> <p>山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長 金山 裕之</p> <p>成年後見センター・リーガルサポート山形 支部長 石沢 光康</p> <p>山形県社会福祉士会 事務局長 柴田 邦昭</p> <p>山形県行政書士会 山形支部 中村 雄二郎</p> <p>山形さくら町病院 副院長 横川 信弘</p> <p>山形市民生委員児童委員連合会 常任理事 山本 元</p> <p>山形県知的障がい者福祉協会 (向陽園地域生活支援センター心音) 會田 雄</p> <p>山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 (たきやま地域包括支援センター) 山川 貴大</p> <p>山形市障がい者自立支援協議会 (ゆあーず 相談支援専門員) 田中 健</p> <p>やまがた市民後見サポートセンター 理事長 千葉 一成</p> <p>山形県健康福祉部高齢者支援課 課長 板垣 洋子 (欠席)</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>山形家庭裁判所 訟廷管理官 加藤 豊樹</p> <p>【事務局】 (山形市福祉推進部)</p> <p>山形市福祉推進部長 松浦 雄大</p> <p>長寿支援課長 阿部 伸也</p> <p>長寿支援課 課長補佐 佐藤 恵美子</p> <p>長寿支援課 ようご支援係長 進藤 義悦</p> <p>長寿支援課 ようご支援係 社会福祉士 近江 十賢</p> <p>長寿支援課 ようご支援係 社会福祉士 佐藤 明日香</p> <p>福祉推進部次長(兼)障がい福祉課長 丹野 俊郎</p> <p>障がい福祉課 課長補佐 海和 弘信</p> <p>障がい福祉課 障がい福祉第二係長 澤井 厚志</p> <p>障がい福祉課 障がい福祉第二係 主任精神保健福祉士 奥山 紗央里</p> <p>障がい福祉課 障がい福祉第二係 主事 齊藤 夏希</p>	

	(山形市社会福祉協議会／山形市成年後見センター) 山形市社会福祉協議会 常務理事 事務局長 事務局次長 (兼) 相談支援課長 相談支援課 権利ようご係長 相談支援課 権利ようご係 主任 相談支援課 権利ようご係 主任 相談支援課 権利ようご係 主事	高瀬 謙治 佐藤 貴司 漆山 弘幸 鈴木 裕美 児玉 和行 木内 優子 (欠席) 常川 光 (欠席)
議 題	下記のとおり	
資 料	別添のとおり	
一般傍聴者数	0人	
傍聴した記者数	0人	
作 成 者	長寿支援課 ようご支援係 佐藤 明日香	

1 開会

2 会長挨拶

本日の協議事項は大変ボリュームが多く、いずれも成年後見制度利用促進に関わる内容である。是非委員の皆様から忌憚のない様々なご助言、ご提言をいただきたい。

※ これより「次第3. 報告」及び「次第4. 協議」の議長を豊田会長が務める。

3 報告

(1) 中核機関 (山形市成年後見センター) の活動状況

○事務局より資料1、事務局進藤より資料1-2に沿って報告。

質問：委員

民生委員よりも福祉協力員の方が人数は多いと思われるが、福祉協力員から相談があったか教えていただきたい。

⇒**回答**：事務局

直接、福祉協力員から山形市成年後見センターへの相談はなかった。ただし、町内会から福祉協力員研修会の講師を依頼される機会もあるため常に関わりは持っている。

(2) 各団体・機関の活動状況 (山形市成年後見センター) の活動状況

委員：

高齢者、障がい者のための法律相談窓口を設けている。支援者についても無料の電話相談や出張相談を行っている。山形市ケース方針調整会議へ毎月1名派遣、山形市成年後見センターからの依頼を受けて市民後見人養成基礎講習へ講師を派遣している。また、裁判所に対する後見人受任候補者の推薦を行っている。山形市内は42名、県内は62名の弁護士が受任しており、多くの弁護士が複数のケースを抱え活動している。

委員：

専門職団体として、山形市・天童市の山形市成年後見センターケース方針調整会議への参加、成年後見制度についての出張講座を行っている。山形県内の司法書士は約150名で、そのうちリーガル会員が50名、山形支部に所属しているリーガル会員は25名である。リーガル会員一名あたり6.5ケースを受任している。また、山形県司法書士会との共催で無料電話相談会を実施している。予約制で一般市民向けの後見業務についての相談も電話で受けつけている。

委員：

ばあとなあ山形は約200名の社会福祉士が登録しており、その内約100名が山形市内及び周辺の市町で活動している。福祉施設等の仕事に就きながら活動している受任者が多く、一人あたりの受任件数は1～2件が限度となっている。市町村の中核機関設置検討・準備、受任調整会議などへの運営委員又は会員派遣、住民向けの相談会、講座を開催している。また、山形県社会福祉士会として法人後見を実施しており、他県から転入した方や、元々県内の社会福祉協議会が後見していたが、居所を変更したため後見人を変更する必要がある方の受任をしている。今年度は成年後見人養成研修を実施し19名が参加している。11月の名簿登録研修まで計5回開催予定である。その他、社会福祉士会員が一般社団法人を作り、法人後見を行っている団体が米沢市と長井市にある。長井市の団体は今年度から活動を始めている。

委員：

山形県行政書士会では県内各地の市役所・公民館で無料相談を行っている。相続、遺言の相談に加え、終活などの相談も増えてきている。今後は、山形県年金協会と連携して終活セミナーを各地で実施していく予定。また、日本行政書士会連合会と日本郵政が連携し終活セミナーを実施する予定である。

委員：

特別な活動をしているわけではないが、患者からの希望がある際に後見制度用の診断書を作成している。また、必要時には制度の説明を行い、利用促進を図っている。

委員：

民生委員としては高齢者の見守り活動が中心となっている。各委員の資質向上を目指して6つの研修部会を設置している。各部会年4、5回の研修活動を行っており、委員の専門性を高め、研修で得た知識を日頃の活動に生かしている。高齢者福祉部会については11月に福祉制度について研修会を行う予定である。コロナ禍のため、外部研修や施設見学等を通じての実態把握を行うことができなかった。今後、外部研修等を再開し、より内容を充実させていきたい。

委員：

昨年度に他の団体と共催で行った研修では、成年後見制度をテーマとして取り上げた。同じ研修会を今年度も企画しているが、その研修の中で成年後見制度について取り上げるかは未定である。

委員：

地域包括支援センターにおける後見制度に関する令和4年度の相談件数は、それぞれのセンターで0～15件であった。内容は身寄りが無い方や家族関係が良くない高齢者、将来的な不安に関する

ることなどであった。親族からの金銭搾取疑いや認知症高齢者の一人暮らし、福祉サービス利用援助事業からの移行等の理由から、成年後見申立てに繋がった件数は各センターで0～3件であった。

周知活動については対面で行う機会が増えている。裁判所や後見センターのパンフレットを活用して説明している他、広報誌に掲載している包括が多い。

後見制度については、当事者が今後困るとわかっているにもかかわらず後見人への報酬支払の金銭面などで躊躇する、頼れる親族がいない、本人や親族との意見が対立している等で、もっと早い段階で考えておかなければならない問題とは認識していないことが課題と思われる。また、地区の会議で「後見＝身ぐるみをはがされる」イメージの話が出たことがある。正しい情報の普及啓発が必要だが、包括職員自身の知識や実務が追いついていない現状もある。後見制度利用支援事業や支援チーム会議も整備されサポート体制ができているが、なお一層スピード感をもって対応が図れるような体制強化が必要ではないかと感じる。

委員：

障がい者の地域生活を関係機関（障がい福祉サービス事業所や医療機関等）が協働して支援していくための協議を各部会等で行っている。また、相談支援事業所の情報交換や困難ケースの検討等を行っている。

成年後見制度に関しては、相談支援専門員から積極的には情報提供はしておらず、家族等から問い合わせがあった場合に都度対応している状況。昨年度、相談支援事業所が関わり成年後見制度に繋がったケースは1件。今年度は、成年後見センターより講師を招いて、制度についての勉強会を来月開催する予定である。

委員：

7月21日に、山形市総合福祉センターにおいて社会的弱者を支援する手立てや成年後見制度の活用についての講演を行った。地域包括支援センター、社会福祉協議会、エンディングノート、成年後見制度などの説明を行った。また、7月15日には任意後見制度利用を考えている方向けの個別相談を行った。

質問：委員

山形県内の後見人、保佐人、補助人の人数は公表していただけるか。

⇒**回答**：オブザーバー

関係機関等に対し、資料として数値等を提供させてもらうことはできる。数値を使う目的とどの数値が必要か家庭裁判所へお問い合わせいただければ、検討したのち対応させていただく。

(3) 後見人等報酬助成制度の申請期限設定について

○事務局進藤より資料3-1、3-2に沿って報告。

質問：委員

被後見人が生活保護受給者や、預貯金などの資産が少ない方で、報酬助成制度を利用しても満額報酬を支払うことが難しい場合どうしたらよいか。

⇒**回答**：委員

受任した直後のため債務が残っている、収入や預貯金が少ない場合がある。受任後時間が経過することで被後見人から報酬をいただくことができるケースもあるが、いただくことができないケースもある

かと思う。受任直後は事務手続きで出費がかさむ現状があるため、助成限度を超えて報酬額が必要な事務内容である場合助成限度額にとらわれず報酬額を決定していると以前聞いたことがある。今はどのように報酬額を決定しているか断言はできないが、継続的に協議していく議題であると考える。

4 協議

(1)「山形市成年後見制度利用促進基本計画」改定版の策定について

○事務局より資料4-1、4-2に沿って報告。

質問：委員

市成年後見制度利用促進基本計画素案の①地域連携ネットワークの強化について、「愛の一声運動や緊急通報システム事業等の各種事業」の文言を削除するとのことだが、とりわけ重要な事業であるから掲載していたのではないのか。

⇒**回答**：事務局

愛の一声運動はヤクルト、緊急通報システムはALSOKと提携し単身で生活する高齢者と直接かかわる事業であるため例示していた。他の事業もあるため、具体的な事業名は削除することとした。

質問：委員

任意後見について、山形市社会福祉協議会で法人後見を受任しているか。

⇒**回答**：事務局

公正証書による契約が2件、現在相談を受けていて任意後見契約になりそうなケースが2件あり、計4件となっている。

意見：委員

社会福祉協議会は中立性が高く、担保がなされている組織であると感じる。任意後見の受け皿として、死亡事務や財産整理など行政と連携していただきたい。

意見：委員

⑤後見人支援の推進について、「経験の浅い専門職後見人に対しても相談援助を行う」としているが、経験のある専門職であっても分野によっては確認、相談したいことがあると思う。様々な分野の相談ができることと安心して後見人を受任できるため検討していただきたい。

⇒**回答**：事務局

専門職の方々に行政がどのような助言ができるのかという疑問があったが、そのような側面があるということに気づくことができた。文章の表現についても検討したい。

質問：委員

市民後見人候補者の活動について、「法人後見事業」と「福祉サービス利用援助事業」の2種類の生活支援員業務があるが、違いを教えてください。

⇒**回答**：事務局

市民後見人候補者は約80名いるが、市民後見人の条件として「福祉サービス利用援助事業」生活支援員としての活動をお願いしている。「法人後見事業」と「福祉サービス利用援助事業」は報酬体系が異なっている。まずは福祉サービス利用援助事業の生活支援員から始めていただきたい。

意見：委員

障がい分野の成年後見申し立てについて、申し立てまでの時間が掛かっているように感じる。また、年間の申し立て数が決まっていると聞いたことがある。障がい福祉課も長寿支援課のように、円滑な事務進行ができるような職員体制を整備してはどうか。

⇒**回答**：事務局

一昨年度申し立てまで時間が掛かったケースがあるが、それ以降は6か月以内に申し立てを行っている。

件数については親族が面倒を見ている人が多いため、成年後見制度申し立てに繋がるケースがそもそも少ない。昨年度の申立件数は2件で、どちらも精神科病院の医療ソーシャルワーカーより相談があったものである。また、令和4年度から障がい福祉課にも社会福祉士の資格を持った職員が配属となったため、適切な職員体制を今後検討していく。

意見：オブザーバー

山形市の取り組みは進んでいると感じる。世の中のニーズに連動して後見人は増えていくと考えられるが、ケースに合わせて専門職、市民後見人の適切な受任者調整を家庭裁判所としてもお願いしたい。先進的な山形市の取り組みを今後も進めていただき、山形市だけではなく山形県全体の成年後見活動推進のためにも積極的に連携させていただきたい。

5 閉会